



# 島根県報

令和5年9月1日（金）

第 4 4 4 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

令和5年度第4次自衛官募集	（防災危機管理課）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（農 村 整 備 課）	2
保安林予定森林	（森 林 整 備 課）	3
保安林の指定施業要件の変更	（       "      ）	3
令和5年度保安林内立木伐採面積の許容限度	（       "      ）	4
内水面における遊漁規則の認可（8件）	（水 産 課）	5
急傾斜地崩壊危険区域の廃止	（砂 防 課）	30

### 【公 告】

令和5年度後期技能検定試験の実施	（雇 用 政 策 課）	30
公共測量の実施（4件）	（技 術 管 理 課）	34
砂利採取業務主任者試験の実施	（河 川 課）	36

### 【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正		37
---	--	----

### 【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	37
--------------------------------------	-----------	----

### 【漁調委指示】

定置漁業の保護区域の指定（2件）		38
------------------	--	----

**告 示****島根県告示第581号**

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和5年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 募集種目

自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

## 2 応募資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の者  
ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者に限る。
- (2) 自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項各号のいずれにも該当しない者

## 3 募集期間

令和5年9月6日（水）から同年11月30日（木）まで

## 4 試験種目

筆記試験（国語・数学・地理・歴史・公民・作文）・口述試験・適性検査・身体検査・経歴評定

## 5 試験期日・試験場

## (1) 筆記試験・適性検査

令和5年12月4日（月）から同月10日（日）までのうち1日

ウェブ試験方式で実施する。試験場は、受付時に通知する。

## (2) 口述試験・身体検査

令和5年12月16日（土）から同月17日（日）までのうち指定する1日

陸上自衛隊出雲駐屯地（出雲市松寄下町1142-1）

## 6 採用予定日

採用予定通知書により通知する。

## 7 問合せ先

自衛隊島根地方協力本部

松江市向島町134-10（電話0852（21）0015）

**島根県告示第582号**

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	完了年月日
山王地区用排水施設事業（県営農地耕作条件改善事業）	令和5年6月27日

**島根県告示第583号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町飯美榎木谷二242-1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
隠岐の島町飯美榎木谷二242-1（次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第584号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
  - (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法
    - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

隠岐郡隠岐の島町（次の図に示す部分に限る。）

(4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(5) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び隠岐の島町に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第585号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第4項の規定により、令和5年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり定めたので、同令第4条の2第3項の規定により告示する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸山達也

同一の単位とされる保安林		皆伐の限度たる面積 (ha)
松江地区	水源かん養保安林	918.55
斐伊川	〃	1,418.68
神戸川	〃	1,872.78
大田地区	〃	110.52
邑智地区	〃	1,630.02
那賀地区	〃	1,052.50
美鹿地区	〃	3,415.22
隠岐	〃	249.42
浜山地区	防風保安林	2.20
湊原地区	〃	1.00
長浜地区	〃	2.84
湖陵町	〃	2.40
多伎町	〃	0.68
大田市	〃	0.58
仁摩町	〃	0.28
温泉津町	〃	0.02
江津東地区	〃	1.98
江津西地区	〃	0.88
浜田東地区	〃	5.30
益田東地区	〃	1.34
益田西地区	〃	3.08

江津東地区	飛砂防備保安林	1.38
大田市	干害防備保安林	0.86
津和野町	〃	0.36
松江市	魚つき保安林	8.36
出雲市	〃	15.04
大田市	〃	9.90
江津市	〃	0.44
浜田市	〃	7.92
益田市	〃	1.60
隠岐の島町	〃	2.84
海士町	〃	3.52
西ノ島町	〃	1.92
知夫村	〃	1.48
松江地区	土砂流出防備保安林	22.50
斐伊川	〃	9.01
神戸川	〃	38.90
大田地区	〃	4.00
邑智地区	〃	119.50
那賀地区	〃	54.25
美鹿地区	〃	109.50
隠岐	〃	26.52
松江・斐伊川・大田	保健保安林	139.46
邑智・那賀・美鹿	〃	45.22
隠岐	〃	24.70

### 島根県告示第586号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定により、内水面における遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 漁業権者の名称及び住所

斐伊川漁業協同組合 島根県雲南市三刀屋町下熊谷1272番地5

#### 2 漁業権の免許番号

内共第2号

#### 3 遊漁規則の内容

（趣旨）

第1条 この規則は、斐伊川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を

定めるものとする。

(遊漁の制限及び遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で遊漁しようとする者は、手釣、竿釣、たも網、箱笠又は投網に限るものとし、あらかじめ第6条第1項の規定による遊漁対象水産動植物漁具漁法別遊漁料（以下「遊漁料」という。）を納付しなければならない。

(漁具漁法等の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄の規模によりウ欄の期間の範囲内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規模	ウ 期間
投網	100ワット以下の燈火	火振による場合は8月1日より12月31日まで
たも網	網口径1.5m以下	
覗水器		投網又はうなぎ籠箱を使用する場合は7月20日より12月31日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚種	期間
あゆ	理事会の決定に基づき5月26日から12月31日までの間で組合で定め公示する日から12月31日まで

2 前項の公示は、組合に掲示するほか、山陰中央新報及び組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(全長の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
もくずがに	甲幅4cm以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁する場合で斐伊川漁業協同組合事務所及び当組合が指定する取扱所若しくはオンラインシステムにおいて納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は次の表の遊漁料に500円を付加して得た額とする。

	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
通常 漁場	あゆ、こい、ふな、うなぎ、うぐい	投網、たも網、箱笠	1日	1,500円
			1年	10,000円
	もくずがに	投網、たも網	1日	1,500円
			1年	10,000円
	あゆ	手網、竿釣	1日	1,500円
			1年	7,000円
	やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）	手釣、竿釣	1日	1,500円
1年			7,000円	
うなぎ、こい、ふな、うぐい、もくずがに	手釣、竿釣	1日	800円	
		1年	4,000円	
全魚種	舟（ボートを含む。）使用	1年	上記遊漁料に加算 3,000円	

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次の表の右欄のとおりとする。ただし、身体障がい者は身体障害者手帳の所持者に限る。

未就学児の幼児	無料
小学生	無料
中学生	無料（ただし、溪流釣、投網漁法については第1項に規定する額の1/2に相当する額）
身体障がい者	第1項に規定する額の1/2に相当する額

3 同一人が2種類以上の魚種について遊漁する場合又は2種類以上の漁具漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、そのうち最も高い遊漁料とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁者は、遊漁をするときは遊漁承認証を携帯しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷して携行しなければならない。

3 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁に関しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 遊漁者は、遊漁に関しては、漁業監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に関しては、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、遊漁者に対しこの規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示した腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

（違反者に対する措置）

第10条 漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、組合は以後その者の遊

漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

#### 4 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

### 島根県告示第587号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定により、内水面における遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 漁業権者の名称及び住所

神戸川漁業協同組合 島根県出雲市下古志町1655番地3

#### 2 漁業権の免許番号

内共第3号

#### 3 遊漁規則の内容

（目的）

第1条 この規則は、神戸川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務等）

第2条 漁場区域内で遊漁をしようとする者は、原則として竿釣、手釣、たも網によるものとし、あらかじめ第7条第1項の規定による遊漁料（以下「遊漁料」という。）を組合に納付し、承認を受けなければならない。

2 この漁場区域で前項に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法によって遊漁をしようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間その他の遊漁の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は前項の申請があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認める時を除き当該申請を承認するものとする。

4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第7条第3項の遊漁料を組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法等の制限）

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
たも網	網の口径 150センチメートル以内

（禁止区域）

第4条 ごぎの繁殖保護のため、次の表に掲げる区域内においては、遊漁をしてはならない。

禁止区域
位出谷川（飯南町頓原27の3番地先の砂防ダムより上流）
牛谷川（宇山川合流点から上流）
内谷川（頓原川合流点から上流）

2 あゆの保護のため、次の表の左欄に掲げる区域において、中欄に掲げる漁具又は漁法により、右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

禁止区域	禁止漁具・漁法	禁止期間

乙立橋30メートル上流に設置された竿釣専用看板杭から殿森堰堤体上流端まで	すべての漁具・漁法（竿釣を除く。）	6月15日午前7時から8月15日まで
--------------------------------------	-------------------	--------------------

組合は、内共第3号第五種共同漁業権行使規則第7条の規定により、期間、区域を指定し、漁具又は漁法を制限した場合は、その範囲内で遊漁者が行う漁具又は漁法を制限することができる。

（全長等の制限）

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
もくずがに	甲幅 4センチメートル

（遊漁期間）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する日時から12月31日まで
やまめ	3月1日午前6時から8月31日まで

組合は、あゆの産卵保護を図るために、内共第3号第五種共同漁業権行使規則第7条の規定により、期間、区域を指定し採捕を禁止した場合は、その範囲内で遊漁を禁止することができる。

2 前項の公示は、組合前公示板又は山陰中央新報に公示するものとする。

（遊漁料の額及び納付の方法）

第7条 第2条第1項に掲げる漁具又は漁法を使用して遊漁をする場合で組合事務所及び組合が指定した場所において納付する時の遊漁料（以下、本条において「一般」という。）は次の表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は次の表の額に500円を加算した額とする。

魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及び降海型あまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）、もくずがに
漁具・漁法	竿釣、手釣、たも網
遊漁料	1日1,500円、1年7,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず、それぞれ右欄のとおりとする。ただし、身体障がい者は身体障害者手帳の所持者に限る。

未就学の幼児	無料
小学生	無料
中学生	無料
身体障がい者	一般の1/2の額
女性	一般の1/2の額

3 第2条第2項の規定により承認を受けて遊漁をする場合の遊漁料は、次の表のとおりとする。

魚種	あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、もくずがに
漁具・漁法	投網
遊漁料	1日2,000円、1年10,000円

4 前項の遊漁料は、組合事務所及び理事会の決定に基づき組合が指定した場所において納付するものとする。

5 同一人が2種類以上の魚種について遊漁する場合又は2種類以上の漁具又は漁法によって遊漁をする場合の遊漁料は、そのうちの最も高い遊漁料とする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項及び第2項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付

するものとする。

(1) 承認を受けた者の氏名、住所

(2) 承認期間

(3) 魚種

(4) 漁具・漁法

(5) 遊漁区域

(6) 遊漁料の額

(7) 注意事項

- ・遊漁に際しては、遊漁規則に決められた事項を遵守して下さい。
- ・遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。
- ・漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることができます。その場合は、速やかに指示に従ってください。
- ・この河川の漁業権対象魚種は、あゆ、こい、ふな、うなぎ、すずき、やまめ、ごぎ及びもくずがにです。

(8) その他参考となるべき事項

- ・当組合が行っている増殖手法は、産卵場の造成、稚魚・成魚の放流、禁漁区の設定です。
- ・この河川における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年、島根県内水面漁場管理委員会から示された増殖指示量に基づいています。
- ・遊漁規則に基づき定められた遊漁料は、免許された漁業権者に課されている増殖義務及び漁場環境維持のための経費の一部として使用されるものです。組合員、遊漁者双方の負担によって水産資源や河川環境が維持されていることをご理解ください。
- ・この河川は、組合員、遊漁者が限られた水産資源を有効に利用できるよう配慮しています。
- ・当組合は、漁場管理を行うため資源調査に加え、遊漁者による採捕量の把握、産卵場の規模、稚魚の数などモニタリング調査を行っておりますのでご協力ください。

(9) 発行者名

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、理事会の決定に基づき組合が定めた者及び正組合員全員においてこれを行う。

3 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯するものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反した時は、直ちにその者に対し遊漁の中止を命じ、組合は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

#### 4 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

### 島根県告示第588号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定により、内水面における遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 漁業権者の名称及び住所

神西湖漁業協同組合 島根県出雲市神西沖町915番地1

#### 2 漁業権の免許番号

内共第4号

#### 3 遊漁規則の内容

(目的)

第1条 この規則は、神西湖漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、すずき、えび及びもくずがに）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場区域内で遊漁をしようとする者が使用できる漁具・漁法は、竿釣り、投網に限るものとし、あらかじめ第5条に規定する漁具・漁法別遊漁料（以下「遊漁料」という。）を組合に納付し、承認を受けなければならない。なお、第5条第2項により遊漁料の納付を免除された者については、本条の承認を受けたものとみなす。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる漁具・漁法でなければならない。

魚種	漁具・漁法
こい・ふな・すずき	竿釣り・投網
うなぎ・えび・もくずがに	竿釣り

(全長等の制限)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
こい	全長18センチメートル以下
ふな	全長10センチメートル以下
うなぎ	全長30センチメートル以下
もくずがに	甲幅4センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付の方法)

第5条 第2条に規定する遊漁料の額は次の表のとおりとする。

漁具・漁法	遊漁料
-------	-----

竿釣り	1日	500円
	1年	7,000円
投網	1日	800円
	1年	6,000円

2 次の表の左欄に掲げる者による竿釣り又は投網の遊漁料の額は、前項の規定にかかわらず右欄のとおりとする。ただし、身体障がい者は身体障害者手帳の所持者に限る。

対象者	遊漁料
小学生・未就学の幼児・身体障がい者	無料

3 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。

(1) 神西湖漁業協同組合事務所（出雲市神西沖町915番地1）

（遊漁承認証に関する事項）

第6条 組合は、第2条の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(1) 遊漁をするときは、遊漁承認証を携帯し、併せて遊漁帽を着用しなければならない。また、組合からの求めがあった場合には、遊漁者は、遊漁帽を組合へ返却しなければならない。

(2) 遊漁者は、遊漁承認証と遊漁帽を他人に貸与してはならない。

(3) 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。

(4) 遊漁者は、魚種別の漁具・漁法を厳守しなければならない。

(5) 漁場監視員は、遊漁規則に反した行為を認めた場合、遊漁の中止を命ずることができる。その場合、遊漁者は速やかに指示に従わなければならない。

(6) 遊漁者は、組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

第7条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁承認証を携帯し、併せて遊漁帽を着用しなければならない。また、漁場監視員の指示があったときは、これに従わなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

3 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示をすることができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示した腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 注意事項

(3) 有効期間

(4) 発行者名

（違反者に対する措置）

第9条 漁場監視員は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、組合は以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

4 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

島根県告示第589号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定により、内水面における遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

1 漁業権者の名称及び住所

江川漁業協同組合 島根県邑智郡川本町大字因原567番地1

2 漁業権の免許番号

内共第5号

3 遊漁規則の内容

（目的）

第1条 この規則は、江川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、うぐい、おいかわ（はえ）、すずき、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）、もくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、たも網（にごりかき）、投網による遊漁の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第7条の遊漁料を同条第3項の方法により納付しなければならない。

（漁具、漁法等の制限）

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア. 漁具、漁法	イ. 規模
投網	網目3センチメートル（11節）以上
たも網（にごりかき）	

2 遊漁する場合に船を使用してはならない。ただし、手釣又は竿釣による遊漁に限り、邑智郡美郷町信喜橋下流から浜原ダム堰提中心により200メートル上流に至るまでの区域は除く。

3 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法で遊漁する場合の遊漁承認証は、イ欄に掲げる種類及びウ欄に掲げる区域とし、エ欄に掲げるとおり制限する。

ア. 漁具、漁法	イ. 遊漁承認証の種類	ウ. 遊漁できる区域	エ. 制限
投網	本支流券	江の川本流及び支流	1. 遊漁承認証は日券のみとし、発行枚数は年間80枚以内とする。 2. 支流において遊漁する場合は江川漁業協

		同組合の指定する河川において遊漁しなければならない。
	本流券	江の川本流

4 江の川本流及び支流の境界は河川管理区域の境界標示とし、境界標示がない場合は、支流の兩岸の突端を境界とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア. 魚種	イ. 期間
あゆ	組合が定めて公表する日から12月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	8月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
うぐい	
おいかわ (はえ)	
すずき	
やまめ (あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)	3月1日から8月31日まで
ごぎ (いわなを含む。)	

2 前項にかかわらず、親魚保護のため、あゆの遊漁に限り10月15日から11月30日までの間を禁漁とする。ただし、江の川漁業協同組合との入合区域（両国橋下流端から広島県三次市作木町と島根県邑智郡美郷町との県境までの江の川本流）については10月20日から11月30日までの間とする。なお、次に掲げる区域における採捕について、浜原ダム堰堤より下流域への移植放流、種苗生産のための親魚等の確保又は試験研究を目的として組合から許可を受けた場合は、この限りでない。

(1) 浜原ダム湖

(2) 邑智郡美郷町都賀行大橋中心線から上流200メートルの区間

3 前項なお書の許可を受けてあゆを採捕した者は、その採捕の実績を速やかに組合に報告しなければならない。

4 第1項にかかわらず、産卵保護のため、もくずがにの遊漁については、江の川本流江津市松川町太田地区から下流を10月20日から11月20日までの間、禁漁とする。

5 第1項の公表は、組合及び組合が委託する取扱店に掲示するほか、組合ウェブサイト (<https://www.gougawa-shimane-1.or.jp/tsuri/shop.html>) にて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種を対象にイ欄の区域内においては、ウ欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

ア. 魚種	イ. 区域	ウ. 期間
あゆ	濁川断魚溪上流	組合が定めて公表する日から7月9日まで
ごぎ (いわなを含む。)	支流亀谷川	3月1日から8月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する取扱店に掲示するほか、組合ウェブサイト (<https://www.gougawa-shimane-1.or.jp/tsuri/shop.html>) にて公表するものとする。

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

ア. 魚種	イ. 大きさ
もくずがに	甲羅幅7センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。ただし、遊漁者が中学校生徒以下のときは無料、身体障がい者も無料とするが、あゆについては、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

ア. 水産動植物	イ. 漁具、漁法	ウ. 期間	エ. 遊漁料
あゆ	手釣、竿釣	1日	2,000円
		1年	10,000円
	投網	1日	3,000円
		1年	17,000円
こい	手釣、竿釣	1日	500円
うなぎ			
うぐい			
おいかわ(はえ)		1年	2,000円
すずき			
もくずがに			
やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)	手釣、竿釣	1日	1,300円
ごぎ(いわなを含む。)		1年	5,000円

- 第3条第2項の区域において船を使用する場合は年額1,000円の遊漁料を別途納付する。
- 遊漁料は、組合のウェブサイトで公表した場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。
- 同一人が二種類以上の魚種について遊漁する場合、又は二種類以上の漁具、漁法により遊漁する場合の遊漁料はその内最も高い方の遊漁料とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- 承認を受けた者の氏名、住所
  - 承認期間
  - 魚種
  - 漁具・漁法
  - 遊漁区域
  - 遊漁料の額
  - 注意事項
  - その他参考となるべき事項
  - 発行者名
- 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
  - 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

#### 4 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

---

#### 島根県告示第590号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定により、内水面における遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 漁業権者の名称及び住所

八戸川漁業協同組合 島根県浜田市旭町本郷1268番地1

#### 2 漁業権の免許番号

内共第6号

#### 3 遊漁規則の内容

（目的）

第1条 この規則は、八戸川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第6号第五種共同漁業権に係る漁場の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。））の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 この漁場の区域内において、遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、投網又はたも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、投網又はたも網による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第9条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げるとおり制限する。

漁具・漁法	制 限
投網 たも網	船舶を使用しないこと
手釣 竿釣	船舶を使用しないこと

- 2 第4条第1項によるあゆについて次の表に掲げる区域及び期間においては、釣以外の漁具・漁法を使用して採捕してはならない。

区 域	期 間
全域	6月1日から12月31日までの期間内で、組合が定め公表する網類解禁日まで

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間内で、組合が定め公表する日から12月31日まで
うなぎ	3月1日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。） ごぎ（いわなを含む。）	3月1日から8月31日まで

- 2 前項の公表は、組合前の掲示板に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（遊漁料の額及び納付方法）

第5条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、第3条第1項に掲げる投網、たも網については組合事務所において納付しなければならない。なお、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの額は、所定の遊漁料額に500円を加算した額とする。

(1) 八戸川漁業協同組合事務所（島根県浜田市旭町本郷1268番地1）

(2) 組合のウェブサイトにて公表した取扱所

区分	魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
1	あゆ うなぎ  (区分1の遊漁料を納付すると区分2及び区分3の魚種の遊漁も可能)	手釣	1日	2,200円
		竿釣	1年	12,900円

2	やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。） ごぎ（いわなを含む。） （区分2の遊漁料を納付すると区分3の魚種の遊漁も可能）	手釣 竿釣	1日	1,700円
			1年	7,500円
3	こい	手釣 竿釣	1日	400円
			1年	1,900円
4	あゆ うなぎ こい	投網 たも網	1日	3,300円
			1年	21,400円

視水器を使用する場合は、所定の料金に1か年600円を加算する。

2 次の表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず次のとおりとする。

高校生以下の者	無料
身体障がい者（手帳を有する者）	所定の料金の2分の1
河川開放の日設定 期間：7月20日から8月31日まで 魚種：あゆ、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）及びこいを除く魚類	無料

（遊漁承認証に関する事項）

第6条 組合は第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。ただし、承認期間が1年の場合の遊漁承認証については、顔写真付きとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名・住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第7条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものと

する。

(漁場監視員)

第8条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

#### 4 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

---

#### 島根県告示第591号

漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第1項の規定により、内水面における遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 漁業権者の名称及び住所

周布川漁業協同組合 島根県浜田市金城町波佐イ98番地1

#### 2 漁業権の免許番号

内共第7号

#### 3 遊漁規則の内容

(目的)

第1条 この規則は、周布川漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共第7号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、うなぎ、やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)、ごぎ(いわなを含む。))をいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に

規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規 模
投網	網目1.5cm以上、網丈3m以内
籠(うなぎ)	籠10筒以内
つけ針(うなぎ)	つけ針10本以内

2 次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から50日間は、手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月20日から12月31までの期間内で組合が定めて公表する期間内
うなぎ	
やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)	4月1日から8月31日まで
ごぎ(いわなを含む。)	

2 前項の公表は、組合並びに委託する販売店及び釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイト(URL <https://sufugawa.jimdofree.com>)にて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
支流 柚根西谷川	令和5年から令和10年までの毎年1月1日から8月31日まで
支流 後山川	

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)	15cm
ごぎ(いわなを含む。)	18cm

(遊漁料の額および納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小学生又は身体障がい者(手帳所持者に限る。)のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具、漁法	遊漁料
あゆ	手釣、竿釣、籠、つけ針	1日1,300円
うなぎ		1年7,000円
やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)		
ごぎ(いわなを含む。)		

(2) その他の場合

魚 種	漁具、漁法	特別遊漁料
あゆ	投網	1年3,000円 (第1号の年券購入者に限る。)

なお、投網に係る遊漁の承認申請及び遊漁承認証の交付は周布川漁業協同組合事務所のみとする。

- 2 遊漁料は、周布川漁業協同組合事務所（島根県浜田市金城町波佐イ98番地1）又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- 3 特別遊漁料は、周布川漁業協同組合事務所において納付するものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項

（遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のために声をかけることがありますので、ご協力ください。）

- (8) その他参考となるべき事項

（この河川等における漁業権に基づく魚類の放流量は、毎年島根県内水面漁場管理委員会から示された増殖指示量に基づいています。）

- (9) 発行者名

- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

#### 4 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

### 島根県告示第592号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定により、内水面における遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸山達也

#### 1 漁業権者の名称及び住所

三隅川漁業協同組合 島根県浜田市三隅町三隅1431番地

#### 2 漁業権の免許番号

内共第8号

#### 3 遊漁規則の内容

(目的)

第1条 この規則は、三隅川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、投網又はうなぎ籠による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、投網又はうなぎ籠による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網目3cm以上、網丈5m以下
手釣及び竿釣	あゆの毛鉤釣、どぶ釣は禁止する。
うなぎ籠	2本以内

## (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	5月20日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する日から12月31日まで
こい	1月1日から12月31日まで
うなぎ	5月20日から11月30日まで
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）・ごぎ（いわなを含む。）	3月1日から8月31日まで
もくずがに	8月1日から11月30日まで

2 前項の公表は、組合に掲示するほか、組合のウェブサイト<https://www.misumigawa.com>（以下「ウェブサイト」という。）にて公表するものとする。

## (禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種については、それぞれイ欄の漁法は、ウ欄の区域内及びエ欄の期間中において、遊漁をしてはならない。

ア 魚種	イ 漁法	ウ 区域	エ 期間
あゆ	全漁法	浜田市三隅町三隅地内新三隅大橋上流端から同町三隅地内道正橋上流端から上流300mのところに至るまでの区域	10月10日から11月19日まで
	投網	浜田市三隅町三隅地内三隅大橋上流端から下流に至る区域	8月20日から12月31日まで
		浜田市三隅町河内地内迫橋上流端から同町三隅地内三隅大橋上流端に至る区域	10月10日から12月31日まで
ごぎ（いわなを含む。）	手釣 竿釣	坂井川 益田市美都町坂井川地内正本橋下流端より上流に至る区域	1月1日から12月31日まで
		小角川 浜田市弥栄町三里地内笠松橋下流端より上流に至る区域	
		岩倉谷川 浜田市弥栄町三里地内横谷橋下流端より上流に至る区域	

## (全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる大きさ以下のものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
あゆ	全長6cm
もくずがに	甲幅4cm

## (遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、組合事務所又は組合のウェブサイトにて公表した取扱所及び組合が指定するオンラインシステムにおいて納付する場合は次の表のとおりとする。ただし、遊漁をする場所において、漁場監視員に納付するときの遊漁料は、500円を加算した額とする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ、こい、うなぎ、もくずがに	手釣、竿釣	1日	2,000円
		1年	7,500円

あゆ	投網	1年	10,000円
うなぎ	うなぎ籠	1年	5,500円
やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）・ごぎ（いわなを含む。）	手釣、竿釣	1日	1,300円
		1年	5,500円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の右欄のとおりとする。

小学生・未就学の幼児	無料
中学生	1年500円
身体障がい者（手帳所有者に限る）	第1項に規定する額の2分の1に相当する額

3 同一人が2種類以上の魚種について遊漁する場合又は2種類以上の漁具、漁法により遊漁する場合の遊漁料はそのうちの最も高い遊漁料とする。ただし、同額の場合（うなぎのうなぎ籠の1年5,500円とやまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）・ごぎ（いわなを含む。）の手釣、竿釣の1年5,500円）は、両方兼ねることができない。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第1項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁者は、遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次の表に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

区域
10月10日から11月19日までの期間、浜田市三隅町三隅地内新三隅大橋上流端から同町向野田いや谷山の尾根先に設置した標柱に至る区域

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) その他必要な事項
  - (5) 発行者名
- (違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

#### 4 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

---

#### 島根県告示第593号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第1項の規定により、内水面における遊漁規則を認可したので、同条第7項の規定により告示する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 漁業権者の名称及び住所

高津川漁業協同組合 島根県益田市神田町イ614番地

#### 2 漁業権の免許番号

内共第9号

#### 3 遊漁規則の内容

(目的)

第1条 この規則は、高津川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する、内共第9号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、おいかわ（はえ）、うなぎ、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）、ごぎ（いわなを含む。）及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 この漁場区域内で、投網、竿釣、手釣、もじ（の漁具、漁法）によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第7条第1項あるいは第2項の遊漁料を納付しなければならない。

2 この漁場区域内で、前項にかかげる漁具、漁法以外の漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間等遊漁の内容を記載した、遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動植物の採捕に著しい支障があると認めるときを除き、当該申請を承認するものとする。

4 第2項の承認を受けた者は、直ちに第7条第4項の特別遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行なければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網目3cm以上、網丈3m以内
刺網	網丈0.8m以内、網肩37.5m以内、網目3cm以上

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚種	期間
あゆ	5月20日から12月31日までの期間内で組合が定め公示する日から12月31日まで
こい、おいかわ(はえ)	1月1日から12月31日まで
うなぎ	5月20日から12月31日まで
やまめ(あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。)、ごぎ(いわなを含む。)	3月1日から8月31日まで
もくずがに	8月1日から11月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のとおり遊漁を制限する。

制限漁法	水系別	制限区域	制限期間
イ あゆ友釣を除く全漁法(うなぎもじは除く。)	高津川	鹿足郡吉賀町七日市、坂折谷川と高津川本流との合流点から同町抜月、抜月橋下流端に至る区域	8月14日午前5時から正午までを除く5月1日から9月1日午前5時まで
ロ 全漁法	高津川	鹿足郡吉賀町大野原、月瀬頭首工より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ハ 全漁法	高津川	鹿足郡吉賀町柿木、柿木小水力発電所取水口より上流50m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ニ あゆ友釣を除く全漁法(うなぎもじは除く。)	高津川	鹿足郡吉賀町柿木、相生橋上流端より300m上流の地点から同町同、小水力発電所放水口から下流200mに至る区域	5月1日から9月1日午前5時まで
ホ 全漁法	右ヶ谷川	鹿足郡吉賀町栴谷、福川川との合流点に至る右ヶ谷川全域	1月1日から12月31日まで
ヘ 全漁法	福川川	鹿足郡吉賀町柿木、坂本頭首工より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ト あゆ刺網、投網	高津川	鹿足郡吉賀町下須、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流182mから同郡津和野町枕瀬、日原発電所放水口に至る区域	5月1日から8月13日までの昼間
チ あゆ友釣を除く全漁法(うなぎもじは除く。)	高津川	鹿足郡津和野町日原、法師橋上流端より400m上流の地点から、同橋下流端より600m下流に至る区域	5月1日から8月14日午前5時まで
リ こいの刺網、投網、竿釣	津和野川	鹿足郡津和野町鷲原、ふろやせき下流端から同町同、南谷川合流点までの区域	3月15日から6月30日まで

ヌ 全漁法	津和野川	鹿足郡津和野町鷲原、南谷川合流点より下流同町後田、常盤橋上そ水コンクリート壁上流端までの区域	1月1日から12月31日まで
ル あゆ友釣を除く 全漁法（うなぎも じは除く。）	高津川	鹿足郡津和野町河村、国道9号線日原洞門上流端から同町池村、国道9号線池村第1洞門下流端に至る区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ヲ 全漁法	高津川	益田市向横田町、卯の木頭首工より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ワ あゆ友釣を除く 全漁法（うなぎも じは除く。）	高津川	益田市向横田町、向横田大橋上流端より同町、匹見川合流点に至る区域	5月1日から8月14日午前5時まで
カ 全漁法	伊源谷川	益田市匹見町紙祖、紙祖川との合流点に至る伊源谷川全域	1月1日から12月31日まで
コ 全漁法	匹見川	益田市匹見町道川、中国電力匹見発電所取水堰堤から同町匹見、魚飛橋下流端に至る区域	1月1日から12月31日まで
タ あゆ友釣を除く 全漁法（うなぎも じは除く。）	匹見川	益田市匹見町匹見、紙祖川と匹見川との合流点から同町同、匹見川と広見川との合流点に至る区域及び同町紙祖、諏訪頭首工上流端に至る区域	8月14日午前5時から正午までを除く5月1日から9月1日午前5時まで
レ あゆ刺網、投網	匹見川	益田市匹見町広瀬、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流180mから同町澄川、発電所放水口に至る区域	5月1日から8月13日までの昼間
ソ 全漁法	匹見川	益田市匹見町広瀬、口板堰堤より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ツ あゆ友釣を除く 全漁法（うなぎも じは除く。）	匹見川	益田市匹見町澄川、澄川発電所放水口から同町同、中国電力株式会社設置堰堤の中心線より上流50mに至る区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ネ あゆ刺網、投網	匹見川	益田市匹見町澄川、中国電力株式会社設置堰堤中心線より下流182mから同市猪木谷町、豊川発電所放水口に至る区域	5月1日から8月13日までの昼間
ナ 全漁法	匹見川	益田市白岩町、白岩頭首工より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ラ 全漁法	匹見川	益田市白岩町、隅村頭首工より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ム 全漁法	匹見川	益田市神田町、本郷寺頭首工より上流25m、下流50mの区域	5月1日から8月14日午前5時まで
ウ あゆ友釣を除く 全漁法（うなぎも じは除く。）	匹見川	益田市横田町、山口線鉄橋上流端から高津川との合流点に至る区域	5月1日から8月14日午前5時まで

キ 全漁法	高津川	益田市安富町、西益田大橋上流端から 同市飯田町、飯田橋下流端に至る区域	あゆ竿釣、手釣は10月6日から 11月30日午前5時まで あゆ刺網、投網は10月6日から 11月30日午後5時まで
ノ 投網、竿釣（あ ゆ友釣、ころがし 「ちゃぐり」に限 る。）	高津川全 域	高津川本・支流全域	10月11日午前0時から11月30日 午後12時まで

2 組合は、あゆの産卵保護を図るために、内共第9号第五種共同漁業権行使規則第4条の規定により期間、区域を指定し採捕を禁止した場合は、その範囲で遊漁を禁止することができる。

（全長等の制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる大きさのものを採捕してはならない。

魚種	大きさ
もくずがに	甲幅4cm以下

（遊漁料の額及び納付の方法）

第7条 第2条第1項に掲げる漁具、漁法を使用して遊漁する場合で、

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

同 高津出張所 益田市高津一丁目43番24号

同 日原出張所 鹿足郡津和野町日原420番地1

若しくは当組合が指定し組合ウェブサイト (<https://www.takatugawa.or.jp/>) で公表する取扱所又は当組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）において納付するときの遊漁料は次の表のとおりとし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、次の表の遊漁料に1,000円を附加して得た額とする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般（消費税含む。）
第10種	あゆ、こい、おいかわ（はえ）	投網	1日	4,300円
			1年	15,800円
第11種	あゆ、うなぎ	竿釣、手釣	1日	3,200円
			1年	12,700円
第12種	ごぎ（いわなを含む）、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）	竿釣	1日	2,200円
			1年	6,400円
第13種	こい、おいかわ（はえ）、もくずがに	竿釣	1日	600円
			1年	1,600円
第14種	うなぎ	もじ	1年	6,400円

2 次に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず下記のとおりとする。

(1) 小学生以下 無料

(2) 中学生は年額とし、それぞれ次の表のとおりとする。

種別	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料一般（消費税含む。）
第11種	あゆ、うなぎ	竿釣、手釣	1年	600円

第12種	ごぎ（いわなを含む。）、やまめ（あまご並びに降海型やまめ及びあまごを含む。）	竿釣	1年	400円
第13種	こい、おいかわ（はえ）、もくずがに	竿釣	1年	200円
第14種	うなぎ	もじ	1年	600円

(3) 身体障がい者（手帳所持者に限る。）は第1項及び第2項に規定する額の半額とする。

- 3 同一人が、2種類以上の魚種について遊漁をする場合又は2種類以上の漁具、漁法により遊漁をする場合の遊漁料は、そのうち最も高い遊漁料とする。ただし、第14種は除く。
- 4 第2条第2項の規定により、承認を受けた次の表の左欄に掲げる内容の遊漁をする場合の特別遊漁料（次表左欄の遊漁をする場合の遊漁料をいう。）は、相当右欄のとおりとする。

遊漁の内容			特別遊漁料（消費税含む。）
魚種	漁具、漁法	期間	
あゆ	刺網	1日	4,300円

- 5 前項の特別遊漁料は、次の場所において納付するものとする。

高津川漁業協同組合事務所 益田市神田町イ614番地

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたとき又は同条第2項の承認を行ったときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を交付するものとする。ただし、あゆ漁業で、承認期間が1年の遊漁承認証については顔写真付きとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁の種別
- (4) 遊漁料の額
- (5) 注意事項
- (6) 発行者名

2 遊漁者は、遊漁をするときは、遊漁承認証を着用しなければならない。オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁承認証を印刷して着用、又は電磁データを携帯しなければならない。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁者は、漁場監視員の要求があったときは、遊漁承認証を提示しなければならない。オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、印刷した遊漁承認証を提示、又は遊漁承認証が確認できる電磁データを表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

（遊漁に際して守るべき事項）

第9条 遊漁者は、相互に適正な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

2 高津川本・支流の橋上及び公道において遊漁をしてはならない。

3 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を着用するものとする。

- (1) 氏名

- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名  
(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否する事ができる。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

#### 4 遊漁規則の施行の日

令和5年9月1日

### 島根県告示第594号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により昭和46年島根県告示第825号で指定した次に掲げる急傾斜地崩壊危険区域を廃止するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 区域の名称

大正

#### 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱16号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
大田市大田町大田大沢イ727番地の13	1号
〃 イ705番地	2号
〃 イ737番地の7	3号
〃 イ736番地の1	4号及び5号
〃 イ737番地の1	6号及び7号
〃 イ737番地の3	8号から11号まで
〃 イ737番地の2	12号
〃 イ739番地の3	13号
〃 イ733番地の5	14号
〃 イ731番地の4	15号
〃 イ729番地の13	16号

## 公 告

令和5年度後期技能検定を次のとおり実施する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 実施職種（作業名）及び実施等級

- (1) 特級技能検定を実施する職種

鑄造

金属熱処理  
機械加工  
工場板金  
仕上げ  
機械検査  
ダイカスト  
電子機器組立て  
電気機器組立て  
自動販売機調整  
空気圧装置組立て  
油圧装置調整  
建設機械整備  
婦人子供服製造  
プラスチック成形  
パン製造

(2) 1級技能検定及び2級技能検定を実施する職種（作業名）

さく井（ロータリー式さく井工事作業）  
金属溶解（鋳鋼溶解作業）  
工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）  
機械検査（機械検査作業）  
シーケンス制御（シーケンス制御作業）  
空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）  
油圧装置調整（油圧装置調整作業）  
農業機械整備（農業機械整備作業）  
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）  
婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）  
和裁（和服製作作業）  
強化プラスチック成形（ビニルエステル樹脂積層防食作業）  
菓子製造（洋菓子製造作業、和菓子製造作業）  
建築大工（大工工事作業）  
かわらぶき（かわらぶき作業）  
配管（建築配管作業）  
厨房設備施工（厨房設備施工作業）  
型枠施工（型枠工事作業）  
鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）  
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）  
防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）  
樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）  
ガラス施工（ガラス工事作業）  
機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）  
金属材料試験（機械試験作業、組織試験作業）  
塗装（鋼橋塗装作業）

舞台機構調整（音響機構調整作業）

(3) 3級技能検定を実施する職種（作業名）

造園（造園工事作業）

機械加工（普通旋盤作業）

機械検査（機械検査作業）

シーケンス制御（シーケンス制御作業）

建築大工（大工工事作業）

かわらぶき（かわらぶき作業）

配管（建築配管作業）

型枠施工（型枠工事作業）

鉄筋施工（鉄筋施工図作成作業、鉄筋組立て作業）

機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）

2 受検資格

受検資格は、特級技能検定については職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。）第64条に規定する者とし、1級技能検定については規則第64条の2に規定する者とし、2級技能検定については規則第64条の3に規定する者とし、3級技能検定については規則第64条の4に規定する者とする。

3 試験の免除

試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、特級技能検定については規則第65条第1項の規定により、1級技能検定については同条第2項の規定により、2級技能検定については同条第3項の規定により、3級技能検定については同条第4項の規定による。

4 試験実施期日

(1) 実技試験

令和5年12月4日（月）から令和6年2月11日（日）までの間で別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

(2) 学科試験

ア 特級

令和6年1月28日（日）

イ 1級及び2級

職 種	学科試験日
金属溶解、機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験	令和6年1月21日（日）
さく井、工場板金、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、和裁、強化プラスチック成形、厨房設備施工、防水施工、機械・プラント製図	令和6年1月28日（日）
舞台機構調整	令和6年1月31日（水）
空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、塗装	令和6年2月4日（日）

ウ 3級

職 種	学科試験日
シーケンス制御、配管、型枠施工	令和6年1月21日（日）
造園、機械・プラント製図	令和6年1月28日（日）
機械加工、機械検査、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工	令和6年1月31日（水）

## 5 試験実施場所

実技試験及び学科試験の実施場所は、別途島根県職業能力開発協会が定め、受検者に通知する。

## 6 試験問題の公表

実技試験の問題は、令和5年11月27日（月）に島根県職業能力開発協会において公表する。

なお、一部の職種については問題を公表しない場合がある。

## 7 試験科目

技能検定の実技試験及び学科試験は、特級の技能検定にあつては規則別表第11の5の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、1級技能検定にあつては規則別表第12の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、2級技能検定にあつては規則別表第13の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について、3級技能検定にあつては規則別表第13の2の上欄に掲げる検定職種に応じ同表の中欄及び下欄に掲げる試験科目について実施する。

## 8 受検手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し等）を含む。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

## (2) 申請書類の提出先

松江市西嫁島一丁目4番地5号 SPビル2階

島根県職業能力開発協会

(3) 申請書類の受付期間5年10月2日（月）から同月13日（金）までとする。ただし、郵送（書留郵便とし、「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。）の場合は、同日までの消印のあるものを受け付ける。

## (4) 受検手数料

ア 受検手数料の額は次のとおりとし、受検申請書に添えて納付しなければならない。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

## (7) 特級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
全職種	18,200円	3,100円

## (イ) 1級、2級及び3級

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	18,200円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	15,100円	
和裁、機械・プラント製図	13,300円	

イ アにかかわらず、2級及び3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において35歳未満の島根県内の施設若しくは学校の在校生等（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法

第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者その他これらに準ずるものとして知事が認める者をいう。以下同じ。)若しくは島根県外の施設若しくは学校の在校生等(県内に住所を有する者に限る。)又は受検する年度の4月1日において25歳未満の在職中の者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	9,200円	3,100円
機械検査、婦人子供服製造	6,100円	
和裁、機械・プラント製図	4,300円	

ウ ア及びイにかかわらず、3級を受検する者のうち、在校生等に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	12,100円	3,100円
機械検査	10,100円	
機械・プラント製図	8,900円	

エ ア、イ及びウにかかわらず、3級を受検する者のうち、受検する年度の4月1日において35歳未満の島根県内の施設若しくは学校の在校生等若しくは島根県外の施設若しくは学校の在校生等(県内に住所を有する者に限る。)又は受検する年度の4月1日において25歳未満の在職中の在校生等(出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。)に係る受検手数料の額は、次のとおりとする。

職 種	実技試験の手数料の額	学科試験の手数料の額
下記以外の職種	3,100円	3,100円
機械検査	2,900円	
機械・プラント製図	2,900円	

## 9 受検申請書用紙の交付

技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、島根県職業能力開発協会において交付する。

なお、受検申請書用紙の郵送を希望する場合は、「技能検定受検申請書請求」と朱書し、返信用封筒(宛名を明記し、140円切手を貼ったもの。)を同封すること。

## 10 合格発表等

- (1) 合格者の受検番号は、令和6年3月8日(金)に島根県商工労働部雇用政策課のホームページ(<https://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/>)で公表する。
- (2) 実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者には、島根県職業能力開発協会が令和6年3月中旬に書面で通知する。
- (3) 特級技能検定及び1級技能検定の合格者については厚生労働大臣名の、2級技能検定及び3級技能検定の合格者については島根県知事名の合格証書を交付する。

また、特級技能検定の合格者には特級技能士章を、1級技能検定の合格者には1級技能士章を、2級技能検定の合格者には2級技能士章を、3級技能検定の合格者には3級技能士章を交付する。

## 11 その他

技能検定について不明な点は、島根県商工労働部雇用政策課(電話0852-22-5299)又は島根県職業能力開発協会(電話0852-23-1755)に問い合わせること。

根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年8月18日から同年11月30日まで
- 3 作業地域  
益田市匹見町紙祖地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年8月21日から同年12月8日まで
- 3 作業地域  
雲南市吉田町曾木地内

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間  
令和5年8月30日から令和6年1月31日まで
- 3 作業地域  
仁多郡奥出雲町全域

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
-

## 2 作業期間

令和5年9月1日から令和6年1月31日まで

## 3 作業地域

松江市美保関町七類地内

---

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和43年通商産業省令第80号）第8条の規定により公告する。

令和5年9月1日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 試験の日時

令和5年11月10日（金）午前10時から12時まで（受付は午前9時30分から行い、遅刻は試験開始後30分まで受験を認める。）

## 2 試験会場

大田市大田町大田イ236-4

島根県立男女共同参画センター「あすてらす」 3階研修室

## 3 試験の方法及び科目

次に掲げる科目を筆記試験により行う。

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

## 4 提出書類

- (1) 受験願書（所定の様式）
- (2) 写真（縦6センチメートル×横4センチメートルのものであって、受験願書提出前6月以内に撮影した正面無帽上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）2枚、うち1枚は受験票にはり付けること。
- (3) 受験票（所定の様式）

## 5 受験手数料

7,600円に相当する額の島根県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付けること。

## 6 受験願書等の請求先

島根県土木部河川課、隠岐支庁県土整備局、隠岐支庁県土整備局島前事業部、各県土整備事務所、各（土木）事業所又は島根県砂利協会

## 7 受験願書等の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県土木部河川課

## 8 受験願書等の受付期間

令和5年10月2日（月）から同月16日（月）まで

なお、郵送の場合は、令和5年10月16日までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 9 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験番号を記載した受験票を交付するので、これを試験当日に持参すること。

## 10 合格発表

試験結果は、令和5年11月30日（木）に郵送にて本人に通知するほか、県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに県河川課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kasen/>）に掲載する。

電話等による照会には一切応じない。

11 その他

詳細については、島根県土木部河川課管理係（電話0852-22-6783）に照会すること。

**島 根 県 病 院 局 告 示**

**島根県病院局告示第5号**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和5年9月1日から施行する。

令和5年9月1日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

マタニティヨガ参加料の項の次に次の1項を加える。

ベビーマッサージ教室参加料 1回につき 1,000円

**公 安 委 員 会 規 則**

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年9月1日

島根県公安委員会委員長 金 崎 智 枝

**島根県公安委員会規則第8号**

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法施行規則の部第38条第17項の項中「第38条第17項」を「第38条第18項」に改める。

別表地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の部第27条の8第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の項中「第27条の8第3項」を「第27条の6第3項」に改め、同部第27条の8第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の項中「第27条の8第4項」を「第27条の6第4項」に改め、同部第27条の16第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の項中「第27条の16第4項（同条第6項）」を「第27条の14第5項（同条第7項）」に改め、同部第27条の16第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の項中「第27条の16第5項（同条第6項）」を「第27条の14第6項（同条第7項）」に改め、同部第27条の20第8項の項中「第27条の20第8項」を「第27条の18第8項」に改める。

別表災害対策基本法施行令の部第33条第2項の項中「第33条第2項」を「第33条第3項」に改め、同部の次に次のように加える。

災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）	第6条の3第1項	標章等の書換え交付
	第6条の4第1項	標章等の再交付
	第6条の5	標章等の返納の受理

別表大規模地震対策特別措置法施行令の部第12条第2項の項中「第12条第2項」を「第12条第3項」に改め、同部の次に次のように加える。

大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）	第6条の3第1項	標章等の書換え交付
	第6条の4第1項	標章等の再交付
	第6条の5	標章等の返納の受理

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の部の改正規定は、令和5年10月1日から施行する。

## 漁業調整委員会指示

### 隠岐海区漁業調整委員会指示第5-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、定置漁業の保護区域について、次のとおり指示する。

令和5年9月1日

隠岐海区漁業調整委員会会長 亀谷 潔

1から3までの(1)に掲げる定置漁業権に基づく敷設漁具（身網及び垣網）の周囲であって、1から3までの(2)の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ1から3までの(2)の表の右欄に掲げる漁法により当該定置漁業に著しい支障を与える行為をしてはならない。

#### 1 (1) 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号	漁場の位置
定第51号	隠岐郡隠岐の島町久見池尻鼻地先
定第52号	隠岐郡隠岐の島町北方地先
定第54号	隠岐郡海士町大字崎地先

#### (2) 保護区域及び漁法

区 域	漁 法
両面 500メートル	各種網、一本釣、ひき縄釣及び延縄
沖合 300メートル	

#### 2 (1) 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号	漁場の位置
定第53号	隠岐郡海士町大字崎地先
定第56号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷小桂島地先
定第57号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷珍崎地先
定第58号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷地先

#### (2) 保護区域及び漁法

区 域	漁 法
両面 400メートル	各種網、一本釣、ひき縄釣及び延縄
沖合 200メートル	

#### 3 (1) 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号	漁場の位置
定第55号	隠岐郡西ノ島町大字浦郷三度地先

#### (2) 保護区域及び漁法

区 域	漁 法
両面 1,000メートル	各種網、一本釣、ひき縄釣及び延縄
沖合 300メートル	

#### 4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。

## 島根海区漁業調整委員会指示第5-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、定置漁業の保護区域について、次のとおり指示する。

令和5年9月1日

島根海区漁業調整委員会会長 中 東 達 夫

1に掲げる定置漁業権に基づく敷設漁具（身網及び垣網）の周囲であって、2の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に掲げる漁法により当該定置漁業に著しい支障を与える行為をしてはならない。

## 1 定置漁業権の免許番号及び漁場の位置

免許番号	漁場の位置
定第1号	松江市美保関町美保関早見ヶ鼻地先
定第2号	松江市美保関町七類九島高西ノ浜地先
定第3号	松江市美保関町片江大崎鼻地先
定第4号	松江市美保関町笠浦津ノ和鼻地先
定第5号	松江市島根町野井築島地先
定第6号	松江市島根町野井築島地先
定第7号	松江市島根町多古、多古鼻地先
定第8号	松江市島根町加賀馬島地先
定第9号	松江市鹿島町御津地先
定第10号	松江市鹿島町手結ネタキ鼻地先
定第11号	出雲市美保町地先
定第12号	出雲市塩津町地先
定第13号	出雲市十六島町水尻地先
定第14号	出雲市大社町杵築西湊原地先
定第15号	出雲市多伎町小田小田西地先
定第31号	大田市温泉津町湯里地先
定第32号	江津市嘉久志町地先
定第33号	浜田市外ノ浦町地先
定第34号	益田市高津町地先

## 2 保護区域及び漁法

区 域	漁 法
前面（両口の場合は端口の広い側をいう。） 500メートル	網
後面（両口の場合は端口の狭い側をいう。） 200メートル	
沖合 200メートル	
前面（両口の場合は端口の広い側をいう。） 200メートル	釣及び延縄
後面（両口の場合は端口の狭い側をいう。） 150メートル	
沖合 150メートル	

## 3 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までとする。